令和2年度第3回 事業評価監視委員会審議案件一覧

事業区分	事業名	事業 採択 年度	前回 評価 年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)						備考
					⑤の理由		(a) (b) (c) (d)	(e)	重点の理由	
河川	利根川総合水系環境整備事業(中川·綾瀬川環境整備)	S55	H29	⑤	整備内容が追加となったため	一括						
	2 譲原地区直轄地すべり対策事業	H7	H27	4		一括						
道路	1 一般国道 17号 与野大宮道路	H6	H28	(5)	事業期間の延伸及び推定事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため	一括						
	2 一般国道 18号 野尻IC関連	H1	H27	4		一括						
	3 一般国道 20号 大月バイパス	S48	H29	(5)	事業期間の延伸及び推定事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため	一括						
	4 一般国道 51号 北千葉拡幅	S46	H27	4		一括						
	5 一般国道 4号 東埼玉道路(延伸)	H20	H30	(5)	推定事業費が増加し、現時点で評価す る必要性が生じたため	重点		С)		新たな開発計画による計画変更に伴う 事業費の増加、地元及び関係機関との 協議に伴う増加等のため	

◆再評価理由

◆重点審議案件の選定

審議件数(再評価) 7件

- ①:事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③:準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④:再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤:社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施 (e)その他の要因

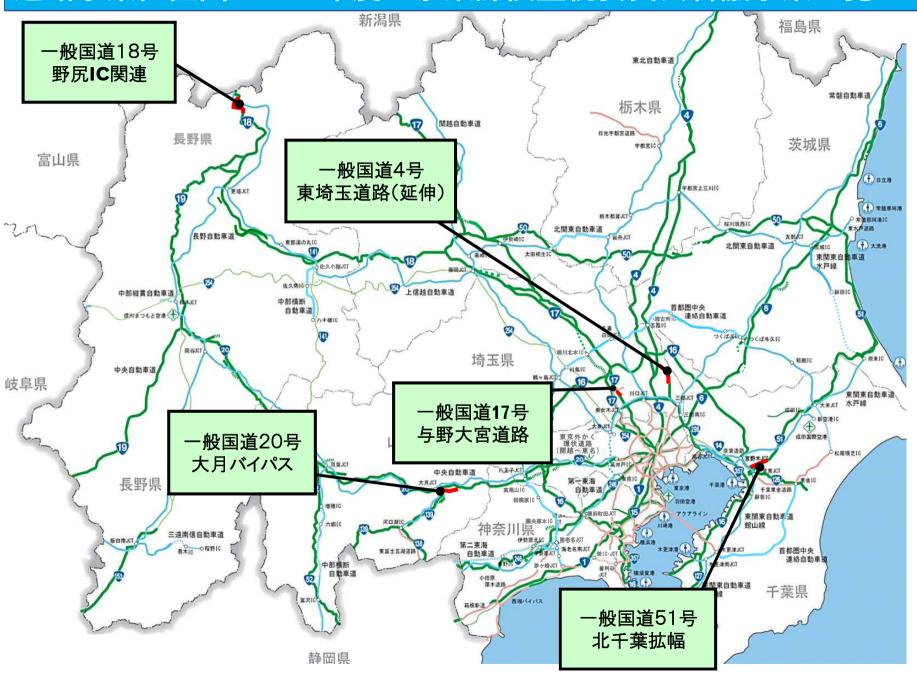
必要が生じた事業

- (a)事業計画が顕著に変更された事業
- (b)推定便益が顕著に減少する事業
- (c)推定事業費が顕著に増加する事業
- (d)事業の進捗予定が顕著に遅れている事業

◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事 業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった 場合は、重点審議案件として扱う。

道路事業位置図 R2年度 事業評価監視委員会審議事業一覧



第3回事業評価監視委員会 河川・砂防事業位置図

